

# ご注意ください

## 社団法人近畿地区不動産公正取引協議会からのお知らせ

過去の入試シーズンに、いくつかの大学の校門付近等で、おとり広告を掲載した「学生向け賃貸マンション等のパンフレット類」が配布されていました。

本年度も同じようなパンフレット類の配布が予想されますので、十分注意してください。

### おとり広告（物件がない広告等）に注意しましょう。

- 他の広告と比べて、間取りや立地条件はほぼ同じなのに、家賃等が極めて安く、誰もが「掘り出し物」だと感じる広告は、おとり広告が多いので注意しましょう。
- 万一、こんな広告に魅かれて店舗へ出向いたときは、まったく別の物件をしつこく勧められることがあるので注意しましょう。
- 必ず現地を確認し、納得して契約するよう注意しましょう。
  1. 広告に掲載している写真・間取り図が、実物と異なる場合には注意しましょう。
  2. 徒歩所要時間は、道路距離80mを1分（1分未満の端数は1分に切り上げ）として計算しますので、広告表示と同じであるかを確認しましょう。  
(例－「〇〇駅徒歩5分」と表示している場合、〇〇駅から物件までの道路距離は400m以内となります。)
- その他
  1. 客観的・具体的な事実に基づかない表示は不当表示です。注意しましょう。  
(例－**格安家賃**、日当たり**最高**、環境**抜群**、**特選物件**)
  2. 電柱等に掲出しているビラは不法屋外広告物であり、おとり広告の場合が多いので注意しましょう。
  3. 実在しない団体名等を実在する各大学生生活協同組合等と誤認させるような紛らわしい表示を行っているパンフレット等に掲載された物件は、おとり広告のおそれがあるので注意しましょう。  
(例) 全国学生〇〇会 全国学生〇〇〇〇 全日本学生〇〇〇〇  
〇〇学生マンション 学生〇〇社 等

※不動産の取引で不明な点があれば、各府県の宅地建物取引業法担当課に相談してください。

各府県の宅地建物取引業法担当課	電話番号
滋賀県土木交通部住宅課	(077) 528-4231
京都府建設交通部建築指導課	(075) 414-5343
大阪府住宅町づくり部建築振興課	(06) 6941-0351
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課	(078) 362-3612
奈良県土木部まちづくり推進局建築課	(0742) 27-7563
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課	(073) 441-3243